

# 令和3年度以降の減災対策協議会での取り組みについて

- 令和2年9月14日に4河川の流域治水プロジェクト協議会が設立され、あらゆる関係者により流域全体の被害を軽減させる「流域治水」を推進することになりました。
- そのため、これまで減災対策協議会で取り組んできたハード対策の取り組みは、流域治水プロジェクト協議会で今後取り扱うこととなります。
- よって、**減災対策協議会で令和3年度以降取り組む内容は、避難計画・防災教育・水防体制の充実など、「避難・水防対策」を重点としたソフト対策の取り組みとなります。**

水防法

河川法

流域に関する対策

水防災意識社会の再構築 (大規模氾濫減災協議会 国管理河川129協議会)

◆H28.4.21 4河川減災対策協議会設立  
・H27.9 関東・東北豪雨災害契機 (鬼怒川堤防決壊)

緊急行動計画 H28～R2 (5か年) ※1

※未達成のものは要因を分析し、流域治水プロジェクトとして位置づける

地域の取組方針

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

危機管理型ハード対策等

R2概ね完了見込み

※1  
大規模氾濫減災協議会では、緊急行動計画に危機管理型ハード対策(河川法に係るもの)を位置づけ取り組んできたが、R2に概ね完了するため、R3以降は、避難・水防対策の更なる充実を図る。

※2  
R3以降、大規模氾濫減災協議会では、避難・水防対策の更なる充実を図る。流域治水協議会は、大規模氾濫減災協議会等における取組の状況等を確認・点検し、流域治水プロジェクトに記載する。

R3以降

流域治水 (流域治水協議会 国管理河川118協議会)  
◆R2.9.14 4河川流域治水プロジェクト協議会設立  
・R元.10 東日本台風(千曲川堤防決壊等契機)



流域治水プロジェクト R3～

大規模氾濫減災協議会 ※2  
地域の取組方針  
避難・水防対策  
避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

河川対策の検討

河川整備、ダム建設など

流域対策の検討

下水道、流出抑制、土地利用・住まい方の工夫、浸水拡大抑制、利水ダムの活用など